

安全保障理事会決議 2178 (2014)

2014年9月24日、安全保障理事会第7272回会合にて採択

安全保障理事会は、

あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何時また誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認し、そして地球規模のこの苦悩と闘う包括的な努力の有効性の強化に更に貢献する決意を残しつつ、

テロリズムの脅威が、世界の様々な地域において、不寛容または過激主義により動機づけられたものを含むテロ行為の増加で、より広まってきたことに懸念をもって留意し、そしてこの脅威と闘う安保理の決意を表明し、

テロリズムの拡散に資する条件に対処する必要性を念頭に置き、そして加盟国が紛争を解決するためまたテロリズムにより与えられる増大する脅威に対処するため、新しい地に根を下ろした安全な避難所を確立する能力をテロリスト集団に与えないためにできる全てのことを行い続けるその決意を再確認し、

テロリズムはいかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを強調し、

国際協力およびテロリズムを予防しそして闘うために加盟国により取られる措置は、国際連合憲章を完全に遵守しなければならないことを認識し、

国連憲章に従った全ての国家の主権、領土保全および政治的独立に対する安保理の尊重を再確認し、

加盟国は、テロリズムに対抗するために取った措置が、国際法、とりわけ国際人権法、国際難民法、および国際人道法の下でのあらゆる義務を遵守することを確保しなければならないことを再確認し、人

権、基本的自由および法の支配に対する尊重は、効果的なテロ対策措置と補い合いそして相互に強化し合い、またテロ対策の好結果の成果に関して欠くことのできない部分であることを強調しまたテロリズムを効果的に予防し且つ闘うための法の支配に対する尊重の重要性を指摘し、そしてこれらおよび国際連合憲章の下での義務を含む、他の国際的な義務を遵守しないことは、過激の程度が増していることに寄与している要因の一つでありまた刑事責任の免除の感覚を助長することに留意し、

外国人テロ戦闘員により与えられる、重大なまた増加している脅威、特にテロ行為の実行、立案、または準備、若しくは参加あるいは武力紛争に関係したものを含む、テロリストの訓練を提供することまたは受けること、のために、居住国または国籍国以外の国に渡航する個人について深刻な懸念を表明し、そしてこの脅威に対処することを決意し、

外国人テロ戦闘員になるために渡航を試みる者について深刻な懸念を表明し、

外国人テロ戦闘員が、紛争の激しさ、期間および処置のしにくさを増加し、そしてまた自らの出身国、彼らが通過した国および彼らが渡航した国、並びに外国人テロ戦闘員が現に活動中の武力紛争の地域に隣接をしているまた重大な安全上の負担の影響を受けている国に、重大な脅威を与える可能性があることを懸念し、そして外国人テロ戦闘員の脅威は、あらゆる地域および加盟国に、紛争地域から遠く離れている国にさえ、影響する可能性があることに留意し、また外国人テロ戦闘員がテロリズムを助長するため彼らの過激主義的イデオロギーを利用していることに深刻な懸念を表明し、

それを通して外国人テロ戦闘員および彼らを支援する資源があちこちに送られている、国際的なネットワークが、テロリストおよびテロリスト団体により、出身、通過および目的の国家の中に、確立されてきていることに懸念を表明し、

外国人テロ戦闘員が、イラクとレバントのイスラム国 (ISIL)、アル・ヌスラ戦線 (ANF) および決議 1267 (1999) と 1989 (2011) に従って設立された委員会により指定された、アル・カーイダの他の末端組織、系列組織、分派集団または模倣のような団体により、勧誘されまた加わっていることにとりわけ懸念を表明し、外国人テロ戦闘員の脅威は、アル・カーイダおよびその末端組織、系列組織、分派集団または模倣団体の行為若しくは活動を、そのような団体のために勧誘することまたはそのような団体の行為や活動を支援する別な方法によるものを含んで、支援している、中でも、個人を、含んでい

ることを認識し、そしてこの特別な脅威に対処する緊急の必要性を強調し、

外国人テロ戦闘員により与えられる脅威に対処することは、テロリズムの過激化を予防すること、勧誘を抑止すること、外国人テロ戦闘員の渡航を妨げること、外国人テロ戦闘員に対する財政的支援を途絶させること、テロリズムに資する、極端な過激主義に対抗すること、過激主義または不寛容により動機付けられたテロ行為への扇動に対抗すること、政治的および宗教的寛容、経済的開発および社会的団結並びに包括性を促進すること、武力紛争を終わらせ且つ解決すること、そして社会復帰と生活復帰を促進することにより、根本的な要因に対処することを、包括的に必要としていることを認識し、

テロリズムは、軍事力、法執行措置および情報作戦だけでは打ち負かされないこともまた認識し、そして国際連合グローバル・テロ対策戦略（A/RES/60/288）の柱 I で定められたように、テロリズムの拡散に資する条件に対処する必要性を強調し、

テロリズムを過激にし、テロ行為を犯すことを他人に勧誘しまた扇動することおよび資金調達並びに外国人テロ戦闘員の渡航とその後の活動を促進するための、インターネットを通じたものを含む、情報伝達技術のテロリストおよびその支持者による、使用が増えていることに懸念を表明し、そして人権および基本的自由を尊重しまた国際法の下での他の義務を遵守する一方で、テロ行為に対する支援を助長するための技術、情報伝達および資源をテロリストが利用することを防ぐため協力して行動する加盟国の必要性を強調し、

国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）および国際連合テロ対策センター（UNCCT）を含む、国際連合組織、とりわけテロ対策履行タスクフォース（CTITF）の組織による能力構築分野において遂行された活動、そしてまた国際連合グローバル・テロ対策戦略の実施において、加盟国の要請に基づいて、他の関連する国際的、地域的および準地域的な機構と調整して、加盟国を支援する、技術援助を、特に能力構築援助の提供者と受領者との間の契約を促進することにより、促進するテロ対策委員会事務局（CTED）の取組に感謝しつつ留意し、

国際的なテロリズムを予防しまた抑圧する国際的な、地域的なそして準地域的なレベルでの最近の発展と自発的活動に留意し、また国際連合テロ対策法的枠組および政策的枠組の現実的な実施で利害関係国を支援しまたこれらの分野での関連する国際連合テロ対策組織の活動を補完するための、グローバ

ル・テロ対策フォーラム（GCTF）の活動、とりわけ外国人テロ戦闘員現象に対処する良い慣行の包括的な傾向の最近の採択、および極端な過激主義に対抗すること、刑事司法、刑務所、身代金目的の誘拐、テロの犠牲者に対する支援の提供および共同体志向型の治安維持の分野におけるものを含む、幾つかの他の枠組文書や良い慣行の公表に留意し、

その安全なコミュニケーション・ネットワーク、データベース、および勧告的通知制度の使用、盗まれた、偽造された身元証明書や渡航文書を突き止める手続並びに INTERPOL テロ対策方式および外国人テロ戦闘員計画により可能とされた世界的な法執行情報共有を通したものを含む、外国人テロ戦闘員により与えられる脅威に対処する INTERPOL の努力に、感謝しつつ留意し、

テロ行為の実行、立案、その準備、またはそれへの参加あるいはテロリストの訓練を提供することまたは受けることのために自らの国籍国へ渡航する一つ以上の国籍をもつ個人の状況を尊重しまた強調し、そして国家に対し、適切な場合には、自国の国内法および国際人権法を含む国際法の下での自らの義務を遵守する行動を取ることを促し、

国家に対し、国際法、とりわけ国際人権法および国際難民法に従って、難民の地位が、外国人テロ戦闘員によるものを含んで、テロ行為の実行者、まとめ役または促進者により侵害されないことを確保することを求め、

全ての国家が、その問題に関する地域的な当事者であろうとなかろうと、可及的速やかに国際的なテロ対策条約および議定書の当事国となり、そして自らが当事国であるもの下での自らの義務を十分に実施するという安保理の呼びかけを再確認し、

テロリズムにより与えられた国際の平和および安全に対する継続した脅威に留意し、そして国際連合憲章に従って、あらゆる手段により、外国人テロ戦闘員により行われたものを含む、テロリストの行為により与えられた国際の平和および安全に対する脅威と闘う必要性を再確認し、

国際連合憲章の第7章にもとづいて行動して、

1. テロリズムに資することができる、極端な過激主義、党派の暴力および外国人テロ戦闘員によ

るテロ行為の遂行を非難し、そして全ての外国人テロ戦闘員が武装を解除しあらゆるテロ行為および武力紛争への参加を止めることを求める。

2. 全ての国家が、効果的な国境管理および身元証明書および渡航書類の発行に基づく管理により、また身元証明書および渡航書類の贋造、偽造または詐欺的使用を防止するための措置を通して、テロリストまたはテロリスト集団の移動を予防するものとするを再確認し、これに関連して、自国の関連する国際的義務に従って、外国人テロ戦闘員により与えられた脅威に対処することの重要性を強調し、そして加盟国に対し、国際法により禁止されている差別の理由を根拠とする固定観念に基づくプロファイリングに訴えることなしに、証拠に基づく旅行者危険評価および旅行情報の収集と分析を含む審査手続を用いることを奨励する。

3. 加盟国に対し、国内法および国際法に従って、テロリスト若しくは外国人テロ戦闘員を含むテロリストのネットワークの活動または移動に関する運用情報の、二国間若しくは多数国間制度、とりわけ国際連合を通じた、特にその居住国または国籍国との、交換を強めることおよび加速することを促す。

4. 全ての加盟国に対し、国際法の下での自国の義務に従って、外国人テロ戦闘員により与えられた脅威に対処するための努力において、テロリズムの過激化および子どもを含む外国人テロ戦闘員の勧誘を防止すること、外国人テロ戦闘員が自国国境を越えることを防止すること、外国人テロ戦闘員に対する財政的支援を途絶させることおよび防止すること、並びに帰還する外国人テロ戦闘員のための起訴、生活復帰および再統合の戦略を策定しまた実施することにより、協力することを求める。

5. 加盟国は、国際人権法、国際難民法、および国際人道法に適合する範囲内で、テロ行為の実行、立案、または準備、若しくは参加あるいはテロリストの訓練を提供することまたは受けること、そして彼らの渡航や彼らの活動に資金を提供するために、居住国または国籍国以外の国に渡航する個人の勧誘、準備、輸送または必要なものを持たせることを防止しそして抑圧するものとするを決定する。

6. 全ての加盟国は、テロ行為の資金調達、立案、準備若しくは実行またはテロ行為を支援することに参加する者が訴追されることを確実にするものとするという、決議 1373 (2001) の、安保理決定を想起しそして全ての国家は、この犯罪の重大さを正しく反映する形で確かに訴追し刑罰を科すことができるように、国内法令の重大犯罪に関する規定を確実に調整しなければならないと決定する。

(a) テロ行為の実行、立案、またはその準備、若しくはそれへの参加、あるいはテロリストの訓練を提供することまたは受けることのために、居住国または国籍国以外の国家へ渡航するかあるいは渡航しようとする自国民および自国領域から居住国または国籍国以外の国家へ渡航するかあるいは渡航しようとするその他の個人。

(b) テロ行為の実行、立案、またはその準備、若しくはそれへの参加、あるいはテロリストの訓練を提供することまたは受けることのために、居住国または国籍国以外の国家へ渡航する個人の渡航に資金を供するために、資金が使われるという意図または資金が使われるという認識で、自国民による若しくは自国領域における、あらゆる手段による、直接または間接の、資金の意図的な提供または集金。

(c) テロ行為の実行、立案、またはその準備、若しくはそれへの参加、あるいはテロリストの訓練を提供することまたは受けることのために、居住国または国籍国以外の国家へ渡航する個人の渡航の、自国民による若しくは自国領域における、意図的な準備、または勧誘の行為を含む、他の支援。

7. 決議 2161 (2014) に従って、アル・カーイダのために資金を供給し、武器を供給し、立案し、若しくは勧誘し、またはインターネット、ソーシャルメディア若しくは他の手段のような情報および通信技術を通じたものを含む、別な方法でアル・カーイダの行為または活動を支援している個人、集団、企業および団体の一覧表掲載を審議する安保理の強い決意を表明する。

8. 外国人テロ戦闘員の逮捕または勾留に関連した司法過程の促進を含む、当該過程の促進に必要な入国または通過を害することなしに、加盟国は、国家が、彼または彼女が、決議 2161 (2014) の第2項に定められた、個人、集団、企業または団体がアル・カーイダと関連していることを示している行為または活動を含む、第6項に記述された行為に参加する目的で入国あるいは自国領域を通った通過を求めていると信ずる合理的な根拠を提供している信頼に足る情報を有している、個人の入国または自国領域を通った通過を防止するものとすることを決定する。ただし本項のなにもものも、自国民または永住者の入国を拒否することまたは自国領域からの出発を要求することを国家に義務づけるものではない。

9. 加盟国に対し、自国領域で運航している航空会社に、決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に従って設立された委員会（以下「委員会」とする）により指定された個人の、民間航空機を用いた、自国領域からの出発または自国領域への入国または通過の試みを探知するため適切な国家当局へ事前の乗客情報を提供することを要求することを求め、そして更に加盟国に対し、そのような個人の自国領域からの出発または自国領域への入国または通過の試みを委員会に報告すること、並びに適切な場合に

はまた国内法および国際的な義務に従って、居住国または国籍国とこの情報を共有することを求める。

10. 外国人テロ戦闘員に関するこの決議を十分に且つ直ちに実施する緊急の必要性を強調し、ISIL、ANF および委員会により指定された、アル・カーイダの他の末端組織、系列組織、分派集団または模倣と関連したこれら外国人テロ戦闘員に関する本決議を実施する著しく且つ緊急の必要性を強調し、そして上記第6項に具体化された行為を犯すアル・カーイダと関連する個人を、決議 2161 (2014) の下で、指定することを審議する安保理の用意があることを表明する。

国際協力

11. 加盟国に対し、人権と基本的自由を尊重しまた国際法の下での他の義務を遵守する一方で、自国領域からのまたは自国領域を通った外国人テロ戦闘員の渡航を防止するため、適切であるならば二国間協定を通して、外国人テロ戦闘員を特定する目的のための、またテロリストが、テロ行為のための支援を助長する科学技術、情報伝達および資源を開発することを防止するための国内措置を講じる時に協力的に行動する加盟国のための、情報共有を増やすこと、最良の慣行の共有と採用および外国人テロ戦闘員による渡航の態様の理解を改善することを通したものを含む、国際的な、地域的なそして準地域的な協力を改善することを求める。

12. 加盟国は、手続に必要な加盟国が所有する証拠を手に入れることにおける援助を含む、犯罪捜査に関連した最大限の援助措置またはテロ行為の資金提供または支援に関連した手続を互いに与え合うものとするという決議 1373 (2001) の安保理決定を想起し、そして外国人テロ戦闘員が関係しているそのような捜査または手続に関連したこの義務を果たすことの重要性を強調する。

13. 国際刑事警察機構に対し、外国人テロ戦闘員の脅威に関連したその努力を強めることおよび外国人テロ戦闘員を含めるという INTERPOL 特別通知の使用を拡大するような、外国人テロ戦闘員の通過を監視しそして防止するための国の、地域のそして国際的な措置を支援しまた奨励するための追加の資源を勧告するかまたは導入することを奨励する。

14. 国家に対し、外国人テロ戦闘員により与えられる脅威に、外国人テロ戦闘員の陸上および海上の境界を渡った移動を防止しまた禁止することを含んで、対処する国家、とりわけ外国人テロ戦闘員が

いる武力紛争の地域に隣接している国家、の能力を構築するのを助けることを求め、そしてそのような国の能力を構築するのを助ける加盟国による二国間援助を歓迎しまた奨励する。

テロリズムを防止するため極端な過激主義に対抗すること

15. テロリスト集団に入る個人の過激化、勧誘および動員並びに外国人テロ戦闘員になることを防止することを含む、テロリズムに資することができる、極端な過激主義に対抗することは、外国人テロ戦闘員により与えられる国際の平和および安全に対する脅威に対処する不可欠な要素であることを強調し、そして加盟国に対し、この種の極端な過激主義に対抗する努力を高めることを求める。

16. 加盟国に対し、テロ行為を扇動することができる極端な過激的な話しに対処し、若者、家族、女性、宗教的、文化的および教育的指導者の能力を強化することによるものを含んで、テロリズムに資することができる、極端な過激主義の拡散に資する条件に対抗する戦略を策定することにおいて、関連する地方の共同体および非政府関係者、並びに全ての他の市民社会の関係する集団と関与することおよびこの種の極端な過激主義への勧誘に対抗することおよび社会的な包摂と団結を促進することに対する目的に合わせた対処方法を採用することを奨励する。

17. 簡易爆発装置 (IEDs) およびアル・カーイダと関係を有する個人、集団、企業および団体に関しての決議 2161 (2014) の第 14 項における安保理の決定を想起し、そして加盟国に対し、この文脈において、人権と基本的自由を尊重しまた国際法の下での他の義務を遵守する一方で、テロリストが、テロ行為のための支援を助長する、オーディオとビデオを含む、科学技術、情報伝達および資源を開発することを防止するための国内措置を講じる時に協力的に行動することを促す。

18. 加盟国に対し、能力構築、計画および取組の調整並びに学んだ教訓の共有を通して、テロリズムに資することができる、極端な過激主義に対抗するために協力しまた互いの努力を持続的に支援することを求める。

19. 紛争予防のための非暴力の代替手段およびテロリズムの過激化の危険を低下させるために影響を受けた個人および地方の地域共同体による解決を策定する加盟国の努力の、そして外国人テロ戦闘員により信奉された暴力的な話しに対する平和的な代案を促進するための努力の重要性をこれに関連し

て強調し、そして教育が、テロリストの話しに対抗することにおいて果たすことのできる役割を強調する。

外国人テロ戦闘員の脅威に関する国際連合の関与

20. 外国人テロ戦闘員および彼らの渡航並びにその後の活動に資金を提供するかまたは別な方法で支援する者は、彼らが、アル・カーイダによる、それと協力して、その名前で、それに代わって、またはその支援で、行為または活動の資金調達、立案、幫助、準備、または実行、アル・カーイダまたは末端組織、系列組織、分派集団またはそれらの模倣集団の行為または活動に武器および関連物資の供給、売却あるいは移譲、またはそのための勧誘、若しくは別な方法での支援に参加した場合、決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に従った委員会により維持されているアル・カーイダ制裁一覧表に含める資格があり得ることに留意し、そして国家に対し、指定を可能にするため、当該外国人テロ戦闘員および彼らの渡航並びにその後の活動を助長しまたは資金提供する者を、指名することを求める。

21. 決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に基づいて設立された委員会並びに分析支援および制裁履行監視チームに対して、全ての関連する国際連合テロ対策組織、とりわけ CTED と密接に協力して、ISIL、ANF およびアル・カーイダと関係する全ての集団、企業および団体に勧誘されたかまたは参加している外国人テロ戦闘員により与えられた脅威に対し特別に集中して専念することを指示する。

22. 分析支援および制裁履行監視チームに対し、他の国際連合テロ対策組織、とりわけ CTITF と、外国人テロ戦闘員により与えられた脅威を監視しそして対応するその取組を調整することを奨励する。

23. 分析支援および制裁履行監視チームに対し、他の国際連合テロ対策組織と密接に協力して、以下のことを含んで、ISIL、ANF およびアル・カーイダと関係する全ての集団、企業および団体に勧誘されたかまたは参加している外国人テロ戦闘員により与えられた脅威に関して、180 日以内に、決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に基づいて設立された委員会に報告しまた 60 日以内に委員会に、予備的な口頭での最新情報を提供することを要請する。

(a) その促進者、最も影響を受けた地域およびテロリズムの過激化、支援、勧誘、人口統計並びに資金調達における傾向を含む、外国人テロ戦闘員により与えられた脅威の包括的な評価。

(b) 外国人テロ戦闘員により与えられた脅威への対応を高めるために取られることができた行動

に対する勧告。

24. テロ対策委員会に対し、その既存の職務権限の範囲内でまた CTED の支援を得て、外国人テロ戦闘員の流れを食い止める、並びに決議 1373 (2001) および 1624 (2005) の履行における外国人テロ戦闘員の流れを食い止める、良い慣行を特定する国家の能力を邪魔する可能性のある、安全保障理事会決議 1373 (2001) および 1624 (2005) を履行する加盟国の能力における主要な格差を特定すること、そして他の関連する関係者、例えばグローバル・テロ対策フォーラムの役割を想起しつつ、能力構築援助の提供国と受入国、特に最も影響を受けた地域の国々、の間の関与を、極端な過激的思想をもつことに対抗することおよび外国人テロ戦闘員の流れを網羅する包括的なテロ対策戦略の、要請に基づいた、策定を通して、特別に促進することにより、技術援助を、助長することを要請する。

25. 外国人テロ戦闘員により与えられた脅威が増加していることは、決議 1373 (2001) および 1624 (2005) に関連した、生じつつある問題、傾向および進展の一部であること、および、決議 2129 (2013) の第 5 項において、安全保障理事会が CTED に対し、特定することを指示したことを強調し、そしてそれ故、その職務権限に一致して、テロ対策委員会が細心の注意を払うことに値する。

26. 決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に基づいて設立された委員会およびテロ対策委員会に対し、本決議に基づいたその各々の取組について安全保障理事会に最新情報を提供することを要請する。

27. この問題に引き続き取り組むことを決定する。